

業務委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 メディアリレーション等業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契約保証金

上記の委託業務について、委託者 千葉県(以下「甲」という。)と受託者
(以下「乙」という。)とは、別添の条項によって
委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲) 住所 千葉市中央区市場町1番1号
氏名 千葉県
千葉県知事 熊谷俊人

受託者(乙) 住所
氏名

(総則)

第1条 乙は、別添「仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、日本国の法令を遵守し、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって頭書の履行期間内において頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(業務の実施体制)

第2条 乙は、委託業務の実施に当たり、業務が円滑に処理できるよう、業務に適した者を適正に従事させなければならない。

(契約の保証)

第3条 乙は、本契約の締結に当たり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)第99条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

2 前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他确实と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。その場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の10分の8以内(确实と認められる金融機関が振り出した小切手にあつては、小切手金額)をもって換算するものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

5 契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。

6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、各委託業務に着手する前に当該委託業務に関連する全ての事業者を甲に報告し、前項の承諾の要否について甲の確認を得なくてはならない。

3 乙は、第1項ただし書きの規定により再委託を行った場合、再委託先に対して本契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(業務の実施方法の協議等)

第6条 乙は、各委託業務を実施する前に具体的な実施方法を甲と協議しなくてはならない。

2 甲は、前項の協議の結果、必要と判断したときは、乙に対して実施方法の改善を命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

3 乙は、前項の規定により甲から実施方法の改善を命ぜられたときは、誠実にこれを実施しなければならない。

4 乙が第2項の命令に従わない場合、甲は、当該委託業務の実施を中止することができる。また、甲は中止時における当該委託業務の状況に応じて業務委託料の減額を請求することができる。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の履行状況につき、随時に調査し、又は報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(業務の報告及び検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは遅滞なく仕様書の規定による業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行わなければならない。甲が本項に定める期間内に検査の結果を乙に通知しない場合は検査に合格したものとみなす。

3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となり、甲より補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 乙が前項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。

3 第10条に定める甲の検査に合格(合格とみなされる場合も含む)後、1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第1項に規定する履行の追完の請求、前項に規定する代金の減額の請求、次条並びに第14条に規定する契約の解除及び第15条に規定する違約金の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(催告による解除)

第13条 乙が本契約の期間内に履行をしないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。

(4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。

(6) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。

(7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。

(8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。

(9) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。

(10) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(11) その他乙が本契約に違反したとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第15条 第13条及び前条第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 3 甲は、実際に生じた損害額が第1項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。
- 4 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、この契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる）を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。これは契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約事項)

第18条 乙に談合その他不正行為があったときは、別記2「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」によるものとする。

(補 則)

第19条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じた場合は、甲乙協議の上一致して指名する者に調停を依頼する。

第20条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。